

令和 5 年 度

(令和 5 年 4 月～令和 5 年 9 月実施分)

監査結果に基づき町長等が講じた措置

令和 6 年 3 月

奥多摩町代表監査委員 松 永 健 太 郎
奥多摩町議会選出監査委員 高 橋 邦 男

令和5年度前期実施分「監査結果と措置状況等の一覧」

1 例月監査

令和5年9月末現在

(1)

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等（どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	今後の対応、スケジュール等（検討・調整、予算化、実施時期等）	評 価	
監査対象				(○・△・×)	
件名				理 由	
所管課					
令和5年4月27日	<p>収入①～③について、施設使用料として入金されたものを年度途中に基準を変更し、返還することは民間事業者では考えられない。本来は、企業が努力し改善するものであり、決算前に判断すべきでない。それを踏まえ、施設使用料減免の要望書が提出された際、経営改善計画書の提出がされていたか、そのことに伴う町からの奥多摩総合開発(株)に対する企業努力への指導、助言をどのようにしたのか、決算前に基準を変更し使用料を</p>	<p>○：令和5年5月25日回答対応済み</p> <p>施設使用料減免に係る経緯</p> <p>令和4年9月28日 奥多摩総合開発(株)より指定管理施設の施設使用料の見直しについての要望書(別紙1)が提出された。</p> <p>令和5年1月11日 町(企画財政課)から奥多摩総合開発(株)へ「現時点では施設使用料の見直しは行わないが、今後、引き続き、見直しを検討していく」と回答。</p> <p>【町の見解】現時点で施設使用料の見直し要望があるのは奥多摩総合開発(株)だけであり、見直しを行う場合は他団体からの要望を含め、各団体の経営状況を見極めた上で実施すべきである。ただし、真に経営状況が厳しい場合は、現状においても減免措置にて個別対応は可能である。</p> <p>令和5年1月18日 奥多摩総合開発(株)清水社長・神尾取締役が来庁され今期の決算見込み及び経営状況並びに改善策の説明があり、今期決算の見込みについて(別紙2)が提出され、施設</p>		△	
令和5年3月支出分					
①令和4年度おくたまコミュニティセンター(もえぎの湯)施設使用料(返金)の内容、②令和4年度氷川キャンプ場施設使用料(返金)の内容、③令和4年度川井キャンプ場施設使用料(返金)の内容					

<p>観光産業課</p>	<p>返金した特別な理由について次回資料提供及び報告願いたい。</p>	<p>使用料の減額等を含めた支援策の検討依頼があった（観光産業課長対応）。</p> <p>【観光産業課長回答】 コロナ禍や原燃料費の高騰の影響を受けているのは他の指定管理者も同様であり奥多摩総合開発（株）だけを減免することは難しい。コロナ禍や原燃料費の高騰などを理由として減免する場合は他の指定管理者にも調査を行い統一的な基準により減免する必要がある。しかしながら、奥多摩総合開発（株）は、「はとのす荘」や「もえぎの湯」など大型施設を運営しており、原燃料費の高騰の影響は他施設の規模とは比較にならないものであり経営努力だけでは改善できない状況であることは理解している。また、決算見込みの状況から何らかの支援ができないか検討する。</p> <p>令和5年1月24日 行政財産使用料審査会へ観光産業課としての意見等を付し、施設使用料の計算方式の見直しについて提案した（別紙3）。</p> <p>【観光産業課としての考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍や原燃料費の高騰の影響を理由とした減免は難しい。 ・ 決算見込みによる赤字額を減免する場合、減免額を決める根拠が見つからない。 ・ 耐用年数を経過した施設については、「経営状況、施設の老朽化等の状況を考慮した上で、やむをえず減額しなければならない施設については、利用効率等の範囲内で柔軟に対応する」の規定を根拠とし、利用効率等のグループ分けの「その他の観光施設」のうち耐用年数を経過した3施設（利用効率1.0）の率の見直しを検討した。 	<p>る。左記の様な状況下でも民間企業ではそのような外的要因に対し対策を行い乗り切っているものと思われる。最終的には経営改善計画書を提出させているが、指定管理者という事だけで安易に請求を受け入れることは問題と思わ</p>
--------------	-------------------------------------	---	--

		<p>・「その他の観光施設」のうち「はとのす荘」の利用効率等については、建て替え後の算定時に基準として設けた「地産地消促進施設・地元雇用促進施設（0.5）」を適用した経緯があり、同グループの川井キャンプ場・氷川キャンプ場・奥多摩コミュニティセンター（もえぎの湯）3施設についても「地産地消促進施設・地元雇用促進施設（0.5）」の基準が適用できるものと考えた。</p> <p>※奥多摩総合開発（株）の従業員町内比率（令和4年3月31日72.6%）</p> <p>・おくたまコミュニティセンター（もえぎの湯）は、はとのす荘と同様に「地産地消促進施設・地元雇用促進施設（利用率0.5）」に、川井キャンプ場・氷川キャンプ場は「地産地消促進施設」の位置づけが難しいことから「地元雇用促進施設」の位置づけとし利用率を1.0から0.7へ変更し、令和4年度の施設使用料から適用することを提案した。</p> <p>※観光産業課としては、はとのす荘の算定時に基準として設けた「地産地消促進施設・地元雇用促進施設」の率について、当時、川井キャンプ場・氷川キャンプ場・奥多摩コミュニティセンター（もえぎの湯）3施設についても適用しても良かったのではないかと考えている。</p> <p>○例月出納検査指摘事項</p> <p>・施設使用料減免の要望書が提出された際、経営改善計画書の提出がされていたか。</p> <p>⇒ 指定管理者の経営方法等が理由で経営が悪化し、経営改善</p>		<p>れる。</p>
--	--	---	--	------------

		<p>の必要があると判断した場合は改善計画書の提出を求めることはあるが、今回の場合は、原燃料費の高騰の影響が大きく経営努力だけでは改善できない状況であるため、経営改善計画書の提出までは求めている。</p> <p>・町から奥多摩総合開発（株）に対する企業努力への指導、助言をどのようにしたか。</p> <p>⇒ 今回の場合は、原燃料費の高騰の影響が大きく経営努力だけでは改善できない状況であるため特別な指導、助言はしていないが、指定管理施設の経営状況等について奥多摩総合開発（株）と日常的に打ち合わせは行っており情報共有している。</p> <p>・決算前に基準を変更し使用料を返金した特別な理由は。</p> <p>⇒ 令和5年1月18日に奥多摩総合開発（株）から今期の決算見込みが示され、施設使用料の減額等を含めた支援策の検討依頼があり、1月24日の行政財産使用料審査会へ諮ったが、決算見込みや原燃料費の高騰の影響など総合的に判断し令和4年度の使用料から減免することを提案し決定された。施設使用料については年4期の分割納付としており、既に3期分が納入されていたことから差額返金の対応とした。</p>		
<p>継続：5月25日例 月出納検査</p>	<p>4月例月出納検査指摘事項について</p>	<p>○：令和5年6月22日回答対応済み</p> <p>経営改善計画書につきましては、令和5年6月12日に奥多摩</p>		

	<p>①事業者に対して、減免等を行う事務手続きの流れにあたっては、外的要因・内的要因に関わらず経営改善計画書の提出は必要であるため、経営改善計画書を提出させること。また、歳入が減少することは、住民サービスの低下につながることから、減免する時期や内容について、町としての基準はどのようになっているのか次回資料を提出すること。</p>	<p>総合開発株式会社より提出いただき、町長まで供覧いたしました。</p> <p>減免基準につきましては、別紙のとおり「奥多摩町行政財産使用料条例」及び「奥多摩町行政財産使用料条例に基づく減額又は免除基準」を提出いたします。</p> <p>なお、令和5年5月25日にご説明いたしましたとおり、今回の使用料の減額措置につきましては、減免基準に基づくものではなく、「奥多摩町公の施設使用料の計算方式」の見直しを行ったものであり、見直しの時期につきましては、行政財産使用料審査会に諮り、町長決裁により決定したものととなります。</p> <p>※例月出納検査当日に経営改善計画を提出済み</p>		
--	---	---	--	--

(2)

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評 価
監査対象				(○・△・×)
件名				理 由
所管課				
令和5年4月27日	<p>旧古里中学校校舎活用における町と(株)JELLYFISHの原契約内容には火気厳禁の項目があるが、今回残念なことに3月20日に火災が起きてしまった。(株)JELLYFISHに火気の使用が契約</p>	<p>【本件(令和3年度下半期で評価(×))に関して、所管課では以下のとおり回答しました。】</p> <p>①当該工事に関しましては、これまでもご説明させていただきましたように、所有者の責任において、衛生管理上、必要な改善を行ったものであります。</p> <p>また、排水設備の不具合対応を行った経緯につきましては、</p>		<p style="text-align: center;">△</p> <p>実情に即した事業内容の見直し図</p>
継続				
<p>令和3年度下半期例月出納検査において旧古里中学校の転貸借で評価(×)となっ</p>				

<p>ているが、その評価への対応はその後どのようにになっているのか。</p>	<p>違反という認識があったか、施設利用における注意点にはバーベキューや花火等の火気利用についての記載があるが、火気厳禁について会社側の認識と町の契約内容との整合性について次回報告願いたい。</p>	<p>(株) JELLYFISH (以下「当該会社」とします) が将来的に当該プールを利活用することができるかどうかを検討していた中で、町に問い合わせがあり、町職員が実際に当該プールを見に行ったところ設備の不具合が見つかったものであります。</p> <p>したがってご指摘をいただいた「ア」に関しましては、きっかけが住民もしくは住民以外であろうとも適切な維持管理を図る観点から同様の措置を講じるものと認識をしております。</p> <p>「イ」に関しましては、当該会社の活用意向に関わらず、設備の不具合が確認された時点で、町として衛生管理上、必要な措置を講じたものであります。</p> <p>「ウ」に関しましては、当該工事は、ご指摘では契約書第 8 条について引用されておりますが、事実は「イ」で「賃貸借部分でない物件」をご指摘されているとおり、当該会社でなく、町（所有者）の責任において実施したものととなります。</p> <p>従前の説明で齟齬が生じていた部分もあろうかと存じますが、ご説明させていただきましたとおりでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。</p> <p>②当該会社が行う旧古里中学校校舎等の活用に関しましては、当初から日本語学校と IT エンジニアの育成を二本の柱としておりましたが、これらを実施する上で平成 28 年 7 月に締結しました「旧古里中学校校舎等賃貸借契約書」では、要件を満たしていないことが開校に向けた準備を進める中で認識されたため、開校に必要な手続きの一環として平成 29 年 10 月に「転貸借に関する覚書」が締結されたものであります。従いまして、当該覚書によって実施内容が変更されたものではなく、</p>		<p>った事について評価できる。ただし奥多摩町が(株) JELLYFISH の日本語学校の運営、そしてその副次的効果としてもたらされるであろう定住人口の増加を期待し、(株) JELLYFISH のプロポーザルを選定したという背景から逸脱している現状にある事を認識しなければなら</p>
<p>企画財政課</p>				

		<p>また、地区連絡協議会に対しましては IT エンジニア等の部分についての説明を当該協議会でご説明してきましたのでご理解をお願いいたします。なお、覚書締結時には日本語学校の開校に伴って、当該協議会は役目（任期）を終えておりましたことを申し添えます。また、覚書の締結にあたりまして必要な事務上の手続きは、過去にご確認をいただいているとおり実施しております。</p> <p>③地方自治体の組織では、最終決定権者は理事者であることから事実に基づいたご説明を行ったものであり、責任の転嫁ではありませんのでご理解をお願いいたします。また、説明不足の点につきましては、お詫び申し上げます。</p> <p>④現実に当該施設をご利用いただくお客様がおり、公共交通機関の利用を始め、テレワークの一種であるワーケーション利用者では、町内の観光にも寄与するなど間接的な部分を含め地域活性化に繋がっているものと考えております。</p> <p>⑤「ア」火気取り扱いの部分に関しましては、当該会社に対しまして利用規約等、必要な指導を行っておりますが、引き続き、専門家の指導もいただきながら対応してまいります。</p> <p>「イ」の受託者（転借人）が転貸借物件を使用する場合は、別途、町に届出等が提出され、内容を確認の上、使用させております。</p> <p>「ウ」の地区連絡協議会につきましては②でご説明しましたように開校に伴って役目を終えております。</p> <p>⑥コロナ禍にあつて積極的な展開が難しい状況にありますが、利用者の中には空家を探している方もいられるとの報告があ</p>	<p>ない。</p>
--	--	--	------------

		<p>ります。また、地域住民向けに OKUTAMA+の無料開放を行うなど地域にご理解いただくよう努めております。</p> <p>⑦契約の部分につきましては、専門家である顧問弁護士の指導も仰ぎながら、引き続き、当該会社と協議を行ってまいります。</p> <p>⑧旧古里中学校につきましては、平成26年第2回町議会定例会におきまして、提案し可決されました「奥多摩町公立学校設置条例の一部を改正する条例」により平成27年4月1日より普通財産となりましたが、体育館、グラウンド及びテニスコートにつきましては、「奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設条例」にあるとおり行政財産として位置付けられております。従いまして体育館、グラウンド及びテニスコートを除く部分が普通財産の位置付けとなります。</p> <p>⑨「ア」に関しましては、複数のご指摘事項（質問）に対する回答について、契約に関する事項もあり、正確を期するため専門家である顧問弁護士に相談したものでありますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>「イ」に関しましては、毎年度、年間予算で措置しております弁護士委託料の範囲内で対応いただいておりますので、本件にあたりましての特別な支出はございません。</p> <p>【以上のとおり回答したところ、左記の監査結果（指摘事項）の報告がなされました。所管課では、以下のとおり回答しました。】</p> <p>はじめに3月20日に発生した当該施設における火災につ</p>		
--	--	--	--	--

		<p>きましては、皆様にご迷惑とご心配をお掛けしまして、申し訳 ございませんでした。その後、当該事業者は消防署のご指導を いただきながら再発防止に資する対応を図っております。ま た、地域住民の皆様や町議会議員皆様には直接あるいは書面を もってお詫びと経緯報告をさせていただきました。</p> <p>次に、指摘事項について報告いたします。一点目の「町と(株) JELLYFISH の原契約内容には火気厳禁の項目があるが」との ご指摘をいただきましたが、原契約とは平成28年7月14日 付で締結いたしました「旧古里中学校校舎等賃貸借契約書」を 指しており、この原契約の条項には火気厳禁の項目は記載され ておらず、平成29年10月2日付で締結いたしました「転貸 借に関する覚書」の第5条「禁止事項」の第2項第2号におき まして「火気取り扱いの禁止」が記載されておりますので、ご 確認をお願いいたします。</p> <p>二点目の「(株) JELLYFISH に火気の使用が契約違反という 認識があったか」についてですが、当該覚書の「火気取り扱 いの禁止」につきましては、サテライトオフィスなどの目的で転 借人に転貸する場合に適用するものであります。今回の場合 は、転貸ではなく(株)JELLYFISH の直営事業に関する事案であ るため、当該覚書の「火気取り扱いの禁止」条項には抵触いた しません。従いまして当該事業者は契約違反ではないと認識し ております。</p> <p>三点目の「施設利用における注意点にはバーベキューや花火 等の火気利用についての記載があるが、火気厳禁について会社 側の認識と町の契約内容との整合性について」のご指摘につき</p>		
--	--	--	--	--

		<p>ましては、これまでご説明してきましたとおり、覚書の「火気取り扱いの禁止」につきましては、転借人に転貸する場合に適用するものであること、「施設利用における注意点」に記載のある火気利用については、直営事業での利用者に対するもので、それぞれ活用形態の異なる対象者に向けて定めているものであり、それぞれの内容は矛盾するものでなく、整合性は図られております。</p> <p>なお、町からはこれまでも、火気の手配を含め、安全な運営と管理につとめるよう指導をしております。以上につきましては、(株)JELLYFISH 及び町ともに同様の認識を共有しておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>		
<p>継続：5月25日例 月出納検査</p>	<p>4月例月出納検査、その他の事項、原契約での使用目的は日本語学校のみと限定されているので、日本語学校以外の事業は、覚書の内容が適用されるので、覚書の火気取り扱い禁止が適用されると考えられる。</p> <p>なお、今回の回答では転貸ではなく(株)JELLYFISHの直接事業ということである。直接事業は、原契約の日本語学校の関連事業であるということになるので、現地にて現状の事業及び火災の原</p>	<p>【以上のとおり回答したところ、左記の監査結果（指摘事項）の報告がなされました。所管課では、6月22日に実施されました旧古里中学校校舎内視察に伴い、(株)JELLYFISH の田中社長等とともに現地にて現状の事業及び火災の原因となった事業について説明を行いました。】</p>		

	因となった事業について具体的に説明願いたい。			
<p>継続：6月22日例 月出納検査 (旧古里中学校校舎 視察に対して)</p>	<p>継続指摘事項 旧古里中学校校舎内視察を行い、日本語学校の現状を確認したところ、何点か不明な部分があるため、以下の点について報告を求める。</p> <p>①現地にて説明をされた、元(株)JELLYFISH社員の木田氏が運営する会社とOKUTAMA+事業の関連及び旧古里中学校校舎等賃貸借契約書に基づく転貸借に関する覚書に該当する事業者の事業内容を説明すること。</p> <p>②校舎の教室(部屋)使用について、各事業者がどの教室(部屋)を使用しているのか明らかにすること。</p> <p>③(株)JELLYFISHと契約を締結しているが、原契約の目的は第2条に規定されており、「乙((株)JELLYFISH)は、本物件を乙の奥多摩日本語学校等経営事業の目的にのみ使用し、当該事業の進展と</p>	<p>【以上のとおり説明をしたところ、左記の監査結果(継続指摘事項)の報告がなされました。所管課では、以下のとおり回答(報告)しました。】</p> <p>①6月22日の現地視察時に対応(説明)したうちの一人である木田氏は(株)JELLYFISHの元社員であります。現在、同氏は「Unforescene(アンフォアシーン)合同会社」を運営し、(株)JELLYFISHからOKUTAMA+の運営事業に関わる業務を受託し、ビジネスパートナーとして当該施設の業務に携わっております。なお、当日は接客中のため視察対応ができませんでした。が、(株)JELLYFISHの社員である萩原(町民)が、直営事業であるOKUTAMA+の施設責任者として日常的に勤務しております。</p> <p>次に、転貸借に関する覚書に該当する事業者の事業内容についてですが、こちらにつきましては視察当日、松永代表監査委員より質問がございましたので、澤本監査委員もいらっしゃった場で(株)JELLYFISHの田中社長からご説明を申し上げましたが改めて回答いたします。現在、該当する事業者は、2事業者となっております。一つ目は前述いたしました木田氏が運営する「Unforescene(アンフォアシーン)合同会社」であり、コンサルティングやマーケティング関連業務を取り扱っておりOKUTAMA+やその他施設運営事業全般に関わる業務委託契</p>		

	<p>併せて地域活性化の実現に努めるものとする。」となっている。また、転貸借に関する覚書の第2条の目的にも具体的に記載してあるが、契約や覚書とは大幅に違う形態になっており、不適切な運用が継続している。原契約の目的事業である日本語学校事業は休校となっているが、再開のめどはどのようにになっているか、これからの日本語学校事業について具体的な進行管理計画を示すこと。また、日本語学校が休校となり、(株) JELLYFISH が計画していた、当初の事業効果が見込めていない状況が続いているが、どのように考えているのか報告すること。</p>	<p>約を(株)JELLYFISH と締結しておりますが、主に OKUTAMA+ の受託事業を行っております。二つ目は「RevivePartners (リバイブパートナーズ) 行政書士法人」であり、こちらは(株) JELLYFISH の従業員(現社員)が代表を務める行政書士法人で、ビザ申請や行政手続きの申請代行業を行っております。</p> <p>②各事業者がどの教室(部屋)を使用しているのかについては、Unforescene (アンフォアシーン) 合同会社については特定の場所(部屋)での利用(定め)はありません。RevivePartners (リバイブパートナーズ) 行政書士法人については、旧校長室横の会議室スペースを利用しており、2 事業者ともに当該施設において商業(法人)登記をしております。</p> <p>なお、OKUTAMA+のスタッフでもある木田氏については、主にスタッフ用事務室で勤務をしております。</p> <p>③ご指摘の事項につきましては、令和4年1月にご質問をいただいた「旧古里中学校プール排水設備等交換工事の施工目的と理由」に端を発するものでありますが、以降、(株)JELLYFISH との契約や OKUTAMA+における業務及び施設利用内容など多岐にわたる質問、指摘事項をいただくなか、2か年近く、子細にわたってご説明並びに資料提出を行ってまいりました。今般、監査委員からご指摘をいただいております「不適切な運用が継続している。」以降の事項(文面)に関しましても、本年4月27日実施の例月出納検査時に「令和3年度下半期例月出納検査において旧古里中学校の転貸借で評価(×)となっている</p>		
--	---	---	--	--

		<p>が、その評価への対応はその後どのようなになっているのか。」の「監査結果と措置状況等の一覧」における 14 項目に及ぶ広範囲の質問に対しまして、個別に回答する他、平成 28 年 7 月の賃貸借契約締結以降の経緯を報告させていただいたこと及び令和 4 年 8 月 8 日付け(株)JELLYFISH から発出された「事業内容についてのご報告とお願い」並びに令和 4 年 10 月 17 日付け奥多摩町長から発出された「依頼文書に関する回答」において「承認」した文書を提出するなど、子細なご説明（対応）を尽くしておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>		
<p>継続：令和 5 年 7 月 27 日例月出納検査</p>	<p>旧古里中学校の使用目的である「日本語学校」事業について、現在は休校となっており、本来の事業効果が見込まれていない。前回は質問しているが日本語学校事業の再開の目途などを(株)JELLYFISH に確認し、次回報告願いたい。</p>	<p>【以上のとおり回答（報告）したところ、左記の監査結果（継続指摘事項）の報告がなされました。所管課では、以下のとおり回答（報告）しました。】</p> <p>当該継続指摘事項に関する報告につきましては、8 月 7 日に実施されました決算審査時にご説明を申し上げましたが、現状におきましても 7 月 27 日の例月出納検査時における 8. 報告③のとおり「日本語学校」事業につきましては、休止状態にあります。再開の目途が立たない状況にある中、当分の間は現在の OKUTAMA+関連事業を続けさせていただきますが、引き続き、国等の動向にも注視しつつ情報収集を行うなど再開に向けて努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>なお、町といたしましては、決算審査時の松永代表監査委員からのご発言を受け、実情に即した契約内容の見直しを図ってまいりますので、重ねてのご理解を賜りますようお願い申し</p>		

		上げます。		
令和5年9月21日 令和5年度8月の質問事項支出②、 OKUTAM+（オクタマプラス）について	令和5年度8月の質問事項支出②、OKUTAM+（オクタマプラス）について、実施事業内容を含めて、地域住民の理解を得ることが大事であり、事業者・事業内容が地域に根付くことが出来れば、地域及び地域住民共に良い関係性を築いていけるのではないかと。しかしながら、先日も夜中に打ち上げ花火などの問題行動があり、地域でも問題になった。地域住民は、火災が起きることを非常に心配しており、火気使用・火気厳禁において本契約（株）JELLYFISH）と転貸借契約 OKUTAMA+（オクタマプラス）の契約内容に現状の事業内容を照らし合せ、指導する必要があると考える。	【本件につきましては、令和5年度8月の質問事項支出②「旧古里中学校理科準備室修繕の内容」の回答後に、左記の監査結果（意見）の報告が、なされました。所管課といたしましては、8月7日に実施されました決算審査時の松永代表監査委員からのご発言を受け、町と株JELLYFISHの間で「旧古里中学校校舎等賃貸借契約書に付随する合意書」を令和5年10月13日付けで締結しました。なお、「地域に根付くことが出来れば、地域及び地域住民共に良い関係を築いていけるのではないかと」のご意見につきましては、地域住民からより深い理解を得られるよう良好な関係性を構築するとともに、当該施設における火気の取り扱いを含め、安全な運営と管理に努めることを合意書にも記載しております。】		

(3)

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等（どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可	今後の対応、スケジュール等（検討・調整、予算化、実施時期等）	評価
監査対象				

件名		の場合はその理由)		(○・△・×)
所管課				理 由
令和5年4月27日	父母の会への運営補助と思われるが、件名は講演会などに補助すると思われる内容になっている。また、予算書支出費目の細細節名称が支出内容と異なっているため、適正な表記とすべきではないか。	4月24日の例月出納検査において回答したとおり、古里保育園父母の会の運営を支援するための助成金であることから、指摘を受けた予算書の細々節の記載は、令和6年度当初予算書から「保育園父母の会助成金」に修正する。		○
令和5年3月分				
古里保育園父母の会助成金の内容及び父母の会を支出先とする理由				
福祉保健課				

(4)

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評 価
監査対象				(○・△・×)
件名				理 由
所管課				
令和5年4月27日	支出⑬、移住者のニーズなどを把握して、チラシを配布しているの	若者を中心とした移住者検討者にはホームページを活用し、親世代に折り込みチラ	年間1,000件を超える問い合わせから移住希望者のニーズを把握し	
令和5年3月分				

新聞折込広告料の内容及び折込を広告する理由	か、チラシを配布する際には、奥多摩に移住を希望している方が多くいる地区に配布するのが有効であるため、そのようなニーズを把握し、広範囲に配布するように改善されたい。	シで町の住宅募集情報を見てもらうことで、住宅購入等を検討している子どもたちに勧めてもらえるように新聞折込を行いました。より多くの人に町の定住情報を知ってもらえるように、情報のPR方法に工夫を凝らしていきます。	配布場所を検討し、限られた予算を有効活用に努めます。 また、今年度は広報及びホームページに掲載し町営若者住宅等の応募があったことから新聞折込等の広告は行っておりません。	○
若者定住推進課				

(5)

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等（どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	今後の対応、スケジュール等（検討・調整、予算化、実施時期等）	評 価
監査対象				(○・△・×)
件名				理 由
所管課				
令和5年4月27日 視察時	特産物加工販売施設に何故カヌー用具があるのか。カヌーと特産物加工販売施設の関連は。	※担当課確認中として回答		△ まずはカヌーセンターが法人設立の準備段階から必要となるであろう用具の保管場所程度
カヌーと特産物加工販売施設の関連				
観光産業課				
継続：5月25日例 月出納検査	4月例月出納検査意見とした特産物加工販売施設にカヌー用具が置いてあることについては、現在、担当課確認中とのこと	○：令和5年6月22日例月出納監査にて回答済み 特産物加工販売施設（以下「四季の家」という。）の指定管理者である奥多摩総合開発株式会社（以下「総合開発」という。）に確認したところ、カヌー用具を設置している団体は、平成20年度に発足された特定非営利法人奥多摩カヌーセンター（以下「カヌーセンター」という。）であり、その主な活動は、水と親しみ自然や郷土を愛する心を涵養し、青少年の健全な		

	<p>であるが特産物加工販売施設との関連を次回報告願いたい。</p>	<p>育成に寄与することを目的として、氷川キャンプ場、氷川溪谷周辺及び白丸湖周辺を活動拠点として町子ども達を中心にカヌー体験教室などを無償で開催しております。</p> <p>しかしながら、カヌーセンターは特定非営利法人であり事務所や倉庫等も保有していないことから、カヌー体験教室に使用する用具の保管場所の確保に苦慮しておりました。総合開発は、カヌーセンターに発足当初から加盟し事務局として活動をサポートしており、四季の家で未使用の場所で営業にも支障がなく、また、電気や水道などの光熱水費もかからないことから町に相談のうえカヌーセンターの用具保管場所として無償で提供しております。</p>		<p>は当然にして確保しておくべきであり、その準備不足を無償提供というかたちで町側が安易に補うべきではない。</p>
--	------------------------------------	---	--	--

(6)

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評 価
監査対象				(○・△・×)
件名				理 由
所管課				
令和5年5月25日	近年の著しい気候変動等にも対応するべく、また、事業への影響を最小限に抑	○：今後も不測の事態を想定した対応を検討し、都のさかなセンターの指導		
令和5年4月支出分				

令和4年度栃寄養魚池使用料(返金)の内容を明示	制するため予防策及び防止策を指導願いたい。	も仰ぎ、各施設との連携も図り経営改善をするよう指導を行った。		○
観光産業課				

(7)

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評 価		
監査対象				(○・△・×)		
件名				理 由		
所管課						
令和5年5月25日	町ホームページには平成29年度から令和2年度までの決算書が掲載されているが、令和3年度については、現時点において未だ掲載されていない。決算認定後、速やかに掲載すること。	指摘を受け速やかに掲載を行った。なお、令和4年度決算については、決算認定後速やかに掲載した。	毎年度、9月議会で決算が認定された後速やかに掲載を行う。	○		
決算書のホームページ掲載について						
会計室						

(8)

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評 価
監査対象				(○・△・×)
件名				理 由
所管課				
令和5年6月22日	令和4年度支出①委託業者は指名によるプロポーザル(企画競争)方式により決定	【本件に関して、所管課では当初、以下のとおり回答しました。】		
令和5年5月分				

<p>奥多摩町庁舎建設基本計画策定支援業務委託の内容</p>	<p>されていることから、指名競争入札のように詳細な契約結果は公表されていない。このプロポーザル方式には規定がなく、募集方法等の公表もされていなく、結果のみで監査しなければならないので、監査委員の立場としては、監査すべき内容がわからなく不透明であり不適切である。業者を指名して行うプロポーザル方式であれば、選定の基準や契約締結にいたる経過が分かるように公表するべきである。また、庁舎建設は多くの住民が関心を持つ重要な事業であることから、次の段階では、プロポーザル方式の評価者には内部組織職員だけでなく、専門的知識を有した人材を委員に加えるよう改善をすること。上記を踏まえ、今回のプロポーザル方式の基準を提出するとともに、今後の進め方を次回報告すること。</p>	<p>本件は、庁舎建設に係る基本構想（基本的な考え方）を踏まえ、具体的な課題や必要な機能、事業全体の方針などについて、町民並びに奥多摩町庁舎建設委員会等の意見を聴取・反映しながら、調査・検討し、設計の前提となる条件等を整理したうえで、庁舎の位置や規模、概算事業費、建設スケジュールなどを盛り込んだ基本計画を策定するために必要な支援等を委託したものです。</p> <p>○契約日 令和4年10月21日 ○履行期限 令和5年3月20日 ○業務概要 庁舎建設基本計画策定支援業務 1式 （主な業務内容）庁舎規模の算定、配置計画、構造計画、設備計画、概算事業費の算出、事業手法、事業スケジュール、庁舎建設に関する課題等の整理、会議（庁舎建設委員会や職場環境検討委員会、その他会議）等における運営支援、成果品の作成など</p> <p>○成果品 「奥多摩町庁舎建設基本計画」150部（A4縦型左綴じ製本・カラー刷り） 「奥多摩町役場庁舎建設基本構想」 150部（A4縦型左綴じ製本・カラー刷り） 基本設計業務委託仕様書4部 （A4縦型左綴じ製本） 電子データ 1式</p>		<p style="text-align: center;">△</p> <p>判断の妥当性向上には、先ず選定される外部有識者の選定についてもその方のような専門性に着目して登用したという理由を明らかにすべきであると考えます。</p>
--------------------------------	--	--	--	--

		<p>【以上のとおり回答したところ、左記の監査結果(指摘事項)の報告がなされました。所管課では、以下のとおり回答しました。】</p> <p>奥多摩町庁舎建設基本計画策定支援業務委託については、価格のみならず庁舎建設整備の考え方や基本計画策定までのマネジメント方法等について、総合的に評価して委託業者を選定するため、指名競争入札方式でなく、指名型プロポーザル方式により委託業者を選定しました。</p> <p>指摘事項にあります「プロポーザル方式の基準を提出」については、本プロポーザルの実施にあたり整備した実施要領や評価基準書並びに提案選定要綱等について、別紙のとおり提出しますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>同じく指摘事項にあります「今後の進め方」につきましては、指名型プロポーザルの実施にあたり、当該業務内容の専門性に応じて、行政内部の委員だけでなく、外部の有識者等を登用することで、判断の妥当性が向上するとともに、客観性や透明性が高まることも期待できるため、幅広い見地を有する外部委員の活用を検討してまいります。また、プロポーザルの審査結果や履行期間、契約金額等につきましては、引き続き町ホームページにより公表してまいります。</p>		
--	--	---	--	--

<p>継続：令和5年7月27日例月出納検査</p>	<p>令和4年度5月分支出①、奥多摩町庁舎建設基本計画策定支援業務委託の基準（要領・要綱）は、8月に策定しているにもかかわらず、9月から行われた庁舎建設委員会に示されず、また外部に公表もせず、どのような事業者がどのような基準において選定されたか不明であり、さらにプロポーザル方式は職員のみで審査しているため、公正な指名型プロポーザル方式か疑われる。このようなことから、指名型プロポーザル方式で行う場合は、事前に基準を公表するとともに、提案された事業者の結果を入札結果と同様に公表すること。また、庁舎建設のように建設規模（建設費用）が大きい事業では、指名型プロポーザルではなく、公募型プロポーザル方式が望ましいが、特別な理由により指名型プロポーザルで実施する場合は、指名型プロポーザルにする理由を付し、住民の代表など職員以外の委員を審査委員に入れること。</p>	<p>【以上のとおり回答（報告）したところ、左記の監査結果（指摘事項）の報告がなされました。所管課といたしましては、令和5年9月に契約締結した「奥多摩町庁舎建設基本・実施設計業務委託」において、ご指摘いただいた内容を考慮しながら、事務手続き等を行いました。】</p>		
<p>令和5年9月21日検査分 奥多摩町庁舎建設設計者選定委員報償の</p>	<p>監査及び検査を実施した結果、奥多摩町庁舎建設設計者選定委員報償を支出しているが、奥多摩町庁舎建設設計者選定要綱（令和5年8月1日要綱第19号）には、</p>	<p>【本件に関して、所管課では当初、以下のとおり回答しました。】 奥多摩町庁舎建設基本・実施設計業務委託の発注にあたっては、指名型プロポーザル方式により実施しま</p>		

<p>内容と根拠を明示</p>	<p>委員の選定については根拠が示されておらず、不明確である。また、6月及び7月の随時監査及び例月出納検査においても、「根拠の明確化と今後実施するプロポーザルでは公募型プロポーザルが望ましく、特別な理由により指名型プロポーザルで実施する場合は、理由を付し、住民の代表など職員以外の委員を審査に入れること」と指摘している。今回の説明資料によると、複数年契約で93,530,000円(税込み)と金額も高額であるにも関わらず、委員の選定根拠が不明確で外部委員も1人と少人数である。指名型プロポーザル方式で行う場合は、住民等から誤解を受けないようにしなければならないので、このような方法は不適切であるので今後改善すること。</p>	<p>したが、参加事業者の技術提案やプレゼンテーション等の審査については、「奥多摩町庁舎建設設計者選定委員」により採点評価を行い、受託事業者を選定しました。本件は、奥多摩町庁舎建設設計者選定委員で外部有識者委員である松本祐一氏に対し報償費を支出したものです。</p> <p>(委員報償)</p> <p>外部委員(松本祐一委員): @5,000円×1名×1回=5,000円</p> <p>【以上のとおり回答(報告)したところ、左記の監査結果(指摘事項)の報告がなされました。所管課といたしましては、今回も他自治体の事例等を参考にしながら慎重に事務手続き等を進めましたが、類似の案件がありました際には、ご指摘いただいた内容も考慮しつつ進めてまいります。】</p>		
-----------------	---	---	--	--

(9)

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評 価
監査対象				(○・△・×)
件名				理 由
所管課				
令和5年6月22日	令和4年度支出⑩債権者が同じであっても、毎月の支払額分と改定による差	学務係で令和5年度分より、別々に支出伝票を起票する。	12月に公定価格の改定があり、10月から3月分についてはこれから	
令和5年5月分				

四恩幼稚園運営費 (令和4年10月～ 令和5年3月分、差 額分)の差額分の内 容を明示	額支給分があった場合、支払内容を可 視化できるように別々に支出伝票を起 票するように改善すること。		支払いを行い、差額分は別伝票を起票。	○
教育課				

(10)

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行う のか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケ ジュール等 (検 討・調整、予算 化、実施時期等)	評 価
監査対象				(○・△・×)
件名				理 由
所管課				
令和5年6月22日	令和5年度支出⑩質問の回答に「一部の 配管が当初設計の指定箇所を通せないこ とが判明した」とあるが、当初設計時の 確認漏れによる追加設計とも考えられる のではないか。追加設計となった内容を 確認及び精査すべきであり、業者側の 責任は発生しないのか。その結果を次回 報告願いたい。	設計段階では、点検口から目視できず開口しなければ確 認できない箇所で施工時に判明しました。また、過去の 竣工図面にも記載されておらず設計業者の責任はないと 考えています		○
令和5年5月分				
病院空調設備改修工 事追加設計委託の内 容を明示				
奥多摩病院				
継続：令和5年7月 27日例月出納検査	令和5年度5月分支出⑩、病院空調設備 改修工事追加設計委託について、町側の 書類等の不備がなければ新たに費用が発	今回の事例は、簡易な工事の実施時に完了時の図面を整 備していないか、図面を整備したが当初設計図と別に保 管していた等の原因が考えられます。	8月16日に回答書 を提出し対応	

	生することはないと思われる。このようなことから、今後そのようなことが起こらないように再発防止策を作成し報告すること。	今後は改修工事等を実施した際に、軽微なものであっても必ず完了図面を作成するとともに、当初の竣工図と併せて保管することで、設計時に想定外の配管・配線等が無いよう対策します。		
--	--	---	--	--

(11)

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評 価
監査対象				(○・△・×)
件名				理 由
所管課				
令和5年6月22日	令和4年度収入②質問の回答については、会計管理者より再度詳細を確認し、報告するとの申し出があったため、次回詳細を報告すること。	町が売店の売り上げを通帳管理するのではなく、キャンプ場売店を管理する(一財)小河内振興財団により行う事を提案いたしましたが、再度不明瞭のことであり、見直しの後報告することとなる。		○
令和5年5月分				
令和4年度キャンプ場売店売上金の内容～入金する理由				
観光産業課				
継続：令和5年7月27日例月出納検査	令和4年度5月分収入②、山のふるさと村キャンプ場売店の売り上げ金について、普段は通帳で管理を行い年度末に1回、収入総額から物品購入等の必要経費を除いた残額(一万円未満切り捨て)を納入しているとのことであるが、運用が現時点で不透明なため、通帳を含めた今	令和4年度分の売上金については、通帳で管理し、年度末に仕入れ分を残し、一括納入していましたが、令和5年9月定例議会にて補正予算の承認をいただき、仕入れについては山のふるさと村特別会計の需用費より支出し、毎月の売り上げ金は町が直接収納することとで明朗化を図りました。なお、これまで使用した通帳残額はすべて町が収	山のふるさと村特別会計需用費より売店の仕入れをし、売上金の収入は毎月町が収入することとする。また、令和6年度当初予算においても	

	後の売り上げ金管理方法及び取扱いについて、改善すること。また、令和4年度分の処理方法を明確にし、今後の改善策を提出すること。	納した後通帳は解約しております。	需用費に仕入分を設け、予算による収支管理を行うこととし、会計の明朗化に努めます。	
--	--	------------------	--	--

(12)

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評 価
監査対象				(○・△・×)
件名				理 由
所管課				
令和5年6月22日	令和5年度支出⑧・⑨複数ある新聞社の中から長期間にわたり1社に限定し購読しているのは不適切である。購読新聞を1社に固定する場合、理由を明確にし、評価すること、また、毎年度、購読する新聞の内容について検証することが必要である。	購読契約している町内新聞店に確認したところ、複数ある新聞社の切替は可能であると確認できたため、各学校に変更を依頼する。	6年度より年度毎に新聞社を変更し購読する。	○
令和5年5月分				
⑧朝日新聞年間購読料の内容				
⑨朝日中高生新聞ほか年間購読料の内容				
教育課				

(13)

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評 価
監査対象				(○・△・×)
件名				理 由
所管課				
令和5年7月27日	団員訓練指導のお礼として東京都消防訓練所及び公益財団法人東京防災救急協会への手土産を購入	ご指摘のとおり、東京都消防訓練所及び公益財団法人東京防災救	今後は、職務として訓練指導等に來られる方には、手土産等を	
令和5年6月分				

菓子折の購入理由を明示	するための支出をしているが、対価が支払われる職務として来ている場合の手土産の必要性について近隣自治体の状況含め次回報告願いたい。	急協会への手土産を購入し、渡すことは必要性がないと判断しました。	渡さないことに改めさせていただきます。	○
総務課				

(14)

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評価
監査対象				(○・△・×)
件名				理由
所管課				
令和5年7月27日	医師住宅における冷蔵庫(備品)購入について、町内に複数ある医師住宅についても同様の扱いとなっているのか次回報告願いたい。	奥多摩病院では大氷川医師住宅の他、南氷川医師住宅・寸庭医師住宅・小留浦医師住宅を有しており、大氷川医師住宅、小留浦医師住宅につきましては東京都医師派遣事業の医師、専門研修医や週末の宿日直医師など短期の入居を前提としているため、奥多摩病院で冷蔵庫を購入しております。南氷川医師住宅、寸庭医師住宅につきましては、奥多摩病院採用医師等の入居を前提としているため入居者に冷蔵庫を用意していただいております		○
令和5年6月分				
医師住宅用冷蔵庫購入費を奥多摩町で負担する理由を明示				
奥多摩病院				

(15)

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評価
監査対象				(○・△・×)
件名				理由
所管課				

令和5年7月27日	古里小学校の交付金使途について、学力向上のためのカラープリンタートナー等が含まれているが、カラープリンタートナー等の消耗品を「基礎学力を育む学校づくり交付金」の使途にする理由を明確にすることが必要と思われる。	古里小学校へ確認したところ、カラープリンタートナー等の消耗品の使途については、学校独自に作成したカラーで見やすい基礎学力を育むための教材や課題プリントの印刷に使用。	令和6年度は、交付申請提出する際に、交付金の使途について詳細に記載するよう指示を行う。	○
令和5年6月分				
基礎学力を育む学校づくり交付金（古里小学校）の使途				
教育課				

(16)

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等（どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	今後の対応、スケジュール等（検討・調整、予算化、実施時期等）	評価
監査対象				(○・△・×)
件名				理由
所管課				
令和5年8月24日	氷川地内町有地防草シート等設置工事について、回答資料として提示された工事着工前・着工後の工事写真からは工事件名の防草シート等設置工事との整合性を判断できかねるため、工事件名と工事内容の整合性が図れるように防草シート埋設状況がわかるよう途中経過の写真を含め、工事写真記録について整備するよう改善するこ	【本件に関して、所管課では当初、以下のとおり回答しました。】 本件は、氷川地内の町有地（旧琴清苑跡地隣接地）において、草木が繁茂し隣家の敷地内に侵入してしまう恐れがあるため、防草シート等設置工事を実施したものです。 ○工事箇所 奥多摩町氷川1099番地9 ○契約日 令和5年6月20日 ○工期 令和5年6月21日から令和5年6月27日まで ○工事内容 防草シート等設置工事 1.0式（防草シート設置、砂利敷き均し、草・樹木等の処分）		○
令和5年7月分				
氷川地内町有地防草シート等設置工事の内容				
企画財政課				

	と。また、確認資料として工事写真帳も提出されていることから写真内容については担当課が責任をもって確認すること。	【以上のとおり回答したところ、左記の監査結果（指摘事項）の報告がなされました。所管課といたしましては、ご指摘の内容を踏まえ、工事写真記録等について責任をもって確認しております。】		
--	---	---	--	--

(17)

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等（どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	今後の対応、スケジュール等（検討・調整、予算化、実施時期等）	評 価
監査対象				(○・△・×)
件名				理 由
所管課				
令和5年8月24日	支出⑤（支出科目誤りに伴う振替の内容）、支出⑦（トナー購入がマイナス表示されている理由）、支出⑧（会計年度任用職員報酬(健康運動指導士4月分)がマイナス表示されている理由）、支出⑩（ブックスタンド購入がマイナス表示されている理由）以上4件が支出振替を行っており、いずれの項目についても事務処理における確認不足によるものが多く見受けられた。チェックによる再発防止に努め、全職員に指導を図ること。	<p>【福祉保健課】</p> <p>福祉保健課においては、同一の会計年度任用職員の報酬が、事業によって支出科目が異なることが多いことから、例月出納検査での指摘を受け、伝票の決裁の際、担当係長及び課長のダブルチェックを徹底している。</p> <p>支出⑩ブックスタンド等事務用品については、節10需用費、細節消耗品費にて支出処理しなければならないところ、誤って節12委託料にて支出処理を行ってしまったため、本来の支出科目である節10需用費、細節消耗品費に振替を行ったことによるマイナス表示となります。</p>	<p>いずれの項目も事務処理における確認不足によるものであり、今後はチェックによる再発防止に努めるよう、職員に指導を徹底する。</p>	<p style="text-align: center;">△</p> <p>チェックによる再発防止に努めるとあるが、より更に具体的なチェック機能を構築すべきで</p>
令和5年7月分				
支出⑤（支出科目誤りに伴う振替の内容）、支出⑦（トナー購入がマイナス表示されている理由）、支出⑧（会計年度任用職員報酬(健康運動指導士4月分)がマイナス表示されている理由）、支出⑩（ブックスタンド購入が				

マイナス表示されている理由)				ある。
総務課・福祉保健課・観光産業課				

(18)

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評 価
監査対象				(○・△・×)
件名				理 由
所管課				
令和5年8月24日	旧古里中学校理科準備室修繕の内容について、町が修繕費用を負担している。令和5年3月に起きた火災により、町加入の建物災害共済金が支払われることとなっているとのことである。「当該建物は町所有の建物であり町有建物は当該保険に加入しなければならない	<p>【本件に関して、所管課では当初、以下のとおり回答しました。】</p> <p>本件は、令和5年3月20日に発生した旧古里中学校理科準備室における火災に伴う修繕です。修繕内容といたしましては、焼損した床、壁の補修や、ガラスの交換等を実施したものであり、6月22日の例月出納検査に伴う現地調査時にご説明し、ご確認いただいたものです。</p> <p>○修繕箇所 奥多摩町川井594番地 旧古里中学校理科準備室</p> <p>○契約日 令和5年5月12日</p> <p>○期間 令和5年5月15日から令和5年6月30日まで</p> <p>○修繕内容 床補修(研磨、塗装)、壁塗装、ガラス交換、電気設備修繕</p> <p>なお、当該費用につきましては、一般社団法人全国自治協会の建物災害共済金により、補填される予定です。</p> <p>【以上のとおり回答したところ、左記の監査結果(確認事項)の報告がなされました。所管課では、以下のとおり回答しました。】</p>	<p>今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)</p>	○
令和5年7月分				
旧古里中学校理科準備室修繕の内容				
企画財政課				

	<p>とされていること、保険加入者は町でなければならぬとの理由から一般団体は加入できない仕組みとなっているため、町が加入者とはなるものの、保険料は(株)JELLYFISHが負担している。」と説明されたが、建物共済金が全(満)額支払われなかった場合は、差額(不足)分はどうか、誰の負担となるのか、契約内容はどのようになっているのか確認し次回説明願いたい。</p>	<p>建物災害共済金の内容については、令和5年3月20日に発生した旧古里中学校理科準備室における火災に伴い、焼損した箇所の修繕を行いました。当該収入は、町が加入している一般社団法人全国自治協会の建物災害共済金から補填されたものです。</p> <p>建物災害共済金については、下記の方法で算出されます。</p> <p>認定損害額491,613円×(共済責任額439,790千円 [※1] / 再調達価額564,484千円 [※2]) = 共済金 383,016円</p> <p>[※1] 共済責任額 (建築当初の建築額を基に町が設定した金額。) [※2] 再調達価額 (建築当初の建築額に物価指数を掛けたもの。)</p> <p>修繕に掛かった費用は517,000円でありましたが、焼損した家具等の撤去費用は認定損害額の対象外となるため、上記の算出方法により認定された共済金は383,016円となりました。差額の133,984円については、旧古里中学校校舎等の借主である株式会社JELLYFISHが補填いたしますが、これは、町と株式会社JELLYFISHとの間で締結している「旧古里中学校校舎等賃貸借契約書」の第12条において、「乙(株式会社JELLYFISH)が本物件をその責めに帰すべき理由によって毀損した場合の必要な修理は、甲(町)の指示に従い、その費用負担においてこれを行うものとする。甲に損害のある時は、これの賠償する責任を負うものとする。」としております。</p> <p>このため、修繕費用と建物災害共済金の差額分については、株式会社JELLYFISHが負担することといたしました。</p> <p>なお、旧古里中学校校舎等に係る建物災害共済保険料については、株式会社JELLYFISHが負担しており、毎年度、実費徴収金として町に</p>		
--	--	---	--	--

		<p>納入しております。</p> <p>以上より、修繕費用につきましては、建物災害共済の規定により、町が一旦、全額を支出いたしました。その財源は、建物災害共済金及び株式会社 J E L L Y F I S H により賄われ、最終的には、町の負担額はありませので、ご理解をお願いいたします。</p>		
--	--	--	--	--

(19)

監査実施日 監査対象 件名 所管課	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評 価
				(○・△・×)
				理 由
令和5年8月24日 令和5年7月分 8月分外国語青年招致事業指導助手報酬～なぜ8月分を支払うのか 教育課	8月分外国語青年招致事業指導助手報酬について、8月分を7月中に支払う理由として、奥多摩町会計年度任用職員制度の運用に関する内規に基づき特例的に処理したものの回答であるが、会計年度任用職員の給与の支給は、奥多摩町会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則第10条により前月分を翌月15日に支給するとされていることから、根拠としている当該内規を次回提出し、担当課から説明願いたい。	外国語青年招致事業 (JET プログラム) の任用期間が8月5日までであり、7月31日から8月4日の間は夏季休暇を取得。口座の解約と8月7日に帰国を控えていたため、条例・規則に規定する支給日に受領することができず、奥多摩町会計年度任用職員制度の運用に関する内規に基づき、支給を行ったものです。なお、根拠となる内規を提出し対応済み	令和5年8月6日退職により令和5年分の支払い終了。 また、外国語指導助手については令和5年9月より奥多摩町会計年度任用職員から業務委託契約に変更となった為、今後このような支払いは発生しない。	○

(20)

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評 価
監査対象				(○・△・×)
件名				理 由
所管課				
令和5年8月24日	決算審査時に、役場機構組織・職員配置表を拝見している。同課内に4年以上にわたる長期滞留職員が在席している場合、不正の温床に繋がる危険及び不正に繋がること可能性が懸念される。監査において不正の未然防止の観点から、令和5年8月末日現在、4年以上の同課内における長期滞留職員リスト及び人事異動基準を併せて次回提示願いたい。	令和5年9月21日の例月出納検査時に、人事異動方針及び令和5年4月1日時点の在課年数4年以上の職員リストを提出した。		○
令和5年7月分				
決算審査時確認事項 役場機構組織・職員配置について				
総務課				
令和5年9月21日 決算審査において、各課の職員の状況	決算審査において、各課の職員の状況を伺ったの意見であるが、4年以上の長期滞留職員について、現金の取り扱いだけに限ることなく、大きな金額(事業)が絡む担当課など、長期滞留することによって相手先とも馴れ合いになってしまうことが考えられ、不正の温床となる可能性がある。公平公正の観点からも、原則、定期的に異動させることが望ましいが、事務運営が円滑に行われるよう、また、住民サービスの低下に繋がらないよう配慮が必要である。定期的に異動し、多くの経験を積むことは、職員の資質向上にも繋がると考える。	人事異動方針の主な考え方は、多様化する行政課題に的確に対応できる職員の育成を基本とし、多くの職場を経験させることで自己啓発を促し、脂質の向上を図るため、在職3年を基準として異動を実施している。 リストのうち、課内異動により同課の経験が長くなっている者、土木等専門的な経験が必要な者、休暇取得により対象から外さざる得ない者等、課での経験が長くなっている職員がいる要因である。	専門的な分野で長期となるなどの特別な職員は残るが、今後も人事異動方針に沿って、職員資質の向上を図るため人事異動を進めたい。	

(21)

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評 価
監査対象				(○・△・×)
件名				理 由
所管課				
令和5年9月21日	庁用バス運転および管理委託料の支出については、担当課同士で連絡を密にし、ミスの再発防止を図ること。	担当課・係同士で連絡を密にし、再発防止に努めます。	左記のとおり対応してまいります。	○
令和5年8月分				
庁用バス運転および管理委託料(7月分)				
氷川小プール送迎5回分がマイナス表示されている理由を明示				
総務課				

(22)

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	評 価
監査対象				(○・△・×)
件名				理 由
所管課				
令和5年9月21日	非課税世帯臨時特別給付金について、申	当該給付金は国の経済対策を受け、		

令和5年8月分	請から支給金を受け取るまでの間に対象者が死亡した際、支給基準がいつであるかによっては遺族に相続する場合も考えられることから支給基準を要綱で確認願いたい。	町で実施しており、今後も同様に給付金の支給がある際には、支給基準について、町要綱で規定するほか、国の通知に準拠し対応する。	○
非課税世帯臨時特別給付金がマイナス表示されている理由を明示			
福祉保健課			

(23)

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等（どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	今後の対応、スケジュール等（検討・調整、予算化、実施時期等）	評価
監査対象				(○・△・×)
件名				理由
所管課				
令和5年9月21日	事業終了後は収支報告や実績報告等で事業効果を検証すること。	教育課社会教育係において、OKUTAMAアートフェスティバルの事務局であるおくてん実行委員会に事業終了後、事業効果についても今後検証する必要がある旨を伝え、指導を行っている。	芸術関係の分野については、事業効果の検証が難しいところがありますが、おくてん実行委員会の総会が翌年度の4月もしくは5月に開催され、事業報告、決算報告があるので、事業効果についても検証させていきたい。	○
令和5年8月分				
令和5年度アートフェスティバル事業補助金の内容				
教育課				